

2018 JIGGING FESTIVAL in OSAKA (第12回ジギングフェスティバル in 大阪)

出店規約

※本規約と出店条件を確認し、了解のうえご参加頂ける方のみ、出店申込書をお送りください。

1.出店について

- (1)出店資格は個人出店と致します。また申込代表者・運営者は成人以上と致します。(未成年の申込・運営、業者の方の出店はお断りします)
- (2)出店当日は事前に郵送している出店証を必ずご提示して下さい。
- (3)開催当日は申込者(成人以上)が必ず参加して下さい。
尚、必要に応じて身分証明証の提示をお願いする場合があります。
- (4)出店位置は、原則として主催者で抽選の上、決定します。尚、1申込み1ブースとなります。
- (5)主催者が指定した場所以外への出店は出来ません。また、販売可能時間以外の出店も出来ません。
- (6)会場・運営の都合上、やむを得ず出店位置・レイアウトを変更する場合があります。
- (7)指定時間以外の車両の乗り入れ、途中退場は出来ません。
- (8)搬入時間(9:00~10:00)に遅れた場合、出店出来ない場合があります。
- (9)高額と思われるものや保証の無いものには十分な説明を行い後日の連絡先や領収証を発行して下さい。
- (10)当日の気象状況が急変する場合の対策については、必要に応じて出店者で行って下さい。
- (11)自身の出店場所及びその周辺は必ず清掃を行い、ゴミはお持ち帰り下さい。放置や帰宅途中での投棄は厳禁です。
※放置された場合、後日撤去費をご請求する場合があります。
- (12)主催者の指示に従わず会場施設などを傷つけた場合、当事者の費用と負担に於いて原状回復して頂きます。
- (13)会場での物品・金銭のやり取り、事故などの対応は当事者間の責任に於いて行って下さい。また盗難や万引きなどの弁済責任を主催者は負いませんので、物品・金銭の管理は出店者の責任に於いて行って下さい。
- (14)スタッフ、警備員の指示には従うようにして下さい。
- (15)反社会的勢力及び暴力団関係者の方の出店はお断り致します。
- (16)主催者の指示に従って頂けない、または本規約を守って頂けない、他に迷惑をかける行為などを行った場合は退場して頂くことがあります。
その様な場合や規約違反等での退場の際は出店料の払い戻しは致しません。
-

2.禁止事項

- (1)社会通念上不相当と思われるもの、及び法律・関係諸条例に抵触する物品の持ち込み、販売、及び行為。
- (2)偽ブランドや海賊版・コピー商品の違法商品、盗品、危険物、生き物、飲食品全般、医薬品、嗜好品の場内への持ち込み、及び販売。また射幸心をあおるくじ引き類や、掛け売り行為など。
- (3)チラシ配布・アンケート回収・企業広告的な内容等での出店。
- (4)主催者が不相当と判断したものの販売、行為。
- (5)開催時間前の物品・金銭のやり取り。また会期中の場内で他の出店者から購入した物を自分の出店場所で販売すること。
- (6)ブースのはみ出し、及び強引な販売行為。

3.中止について

- (1)気象状況、会場の都合により開催が中止となる場合があります。開催・中止の判断は諸処のデータに基づき、開催当日会場にて主催者が行います。
また開催決定後も気象状況の急変によりやむを得ず開催を中断、中止する場合があります。
不明確な天候の場合は出来るだけご来場下さい。
- (2)開催成立時間を設定しております。(10:00~14:00)
- (3)当日の天候や運営の都合により開催時間が変動する場合があります。また、必要に応じて待機頂く場合があります。
- (4)主催者が開催を中止と判断した場合、後日郵便為替の発送によるご返金を予定しております。ただし、郵便為替発行手数料と事務局手数料を差し引いた金額となります。予めご了承ください。

4.諸注意

- (1)出店及び開催が中止になったことにより生じた派生的・付随的・間接的損害(営業上の利益の損失や損害を含む)について、主催者では一切責任を負いません。
- (2)出店料のお支払い後及び、決済後のキャンセル・変更はできません。
- (3)主催者が開催を中止と判断した場合以外は出店料の返金は出来ません。